

習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運営業務委託候補者
選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)の運営業務を行う候補者(以下「候補者」という。)の選考を公平かつ適正に行うため、習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運営業務委託事業者公募選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 候補者の公募に係る募集要項及び選考基準に関すること。
- (2) 候補者の選考に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、候補者の選考に関し必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) こども部長
- (2) こども部次長
- (3) こども政策課長
- (4) こども保育課長
- (5) 児童育成課長
- (6) 子育てサービス課長
- (7) こども家庭課長
- (8) 市立こども園の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はこども部長の職にある者を、副委員長はこども部次長の職にある者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会議において、委員長及び副委員長に事故があるときは、出席委員の互選により選出された委員が議長となる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席又は文書の提出を求め、意見及び説明を聴くことができる。

6 前各項の規定に関わらず、委員長は、会議を開くいとまがないと認めるときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、子育てサービス課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月8日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、候補者が決定された日にその効力を失う。

(参考)習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運営業務委託候補者
選考委員会委員名簿

	区分	補職名
1	委員長	こども部長
2	副委員長	こども部次長
3	委員	こども政策課長
4	委員	こども保育課長
5	委員	児童育成課長
6	委員	子育てサービス課長
7	委員	こども家庭課長
8	委員	市立こども園の代表者